

昭和二十二年三月六日立案

書記官長

主筆 書記官
書記官

宮城其、他、世傳御料解除、件
審査報告

(別紙の通り)

樞密院

宮城其ノ他ノ世傳御料解除ノ件審査報
告

謹んで、今回御諮詢の宮城其ノ他ノ世傳御料解
除ノ件を審査するに、世傳御料に屬する財産は、

明治二十三年^{に初}の編入^とと^せ始め^とし、^雨明治四十四年

大正十年、昭和六年、昭和十四年及び昭和二十年
に編入又は解除せられて今日に至つたのであ
るが、本件は、現在世傳御料に編入されている財

産全部即ち宮城、赤坂離宮、青山御所、京都皇宮、桂

離宮、修學院離宮、正倉院寶庫、高輪御料地、上野御

料地、南豊島御料地、畝傍山御料地、千頭御料地、丹

澤御料地、瀬尻御料地、木曾御料地、七宗御料地及

び段戸御料地と解除しようとするものである。

宮内当局の説明によれば、日本國憲法第八十

八條は、すべて皇室財産は、國に屬する旨と規定

區
密
完

しており、現在の皇室財産は、世傳御料に属する
財産をも含め、改正憲法施行とともに國に帰属
することとなるのであるが、これがためには、予
め諸般の準備を完了し、改正憲法による皇室財
産の國への帰属を、円滑にすすめることが必要

であり、また、先般財産税法及び^{その}附属法令が、御料
に準用せられることとなつたので、世傳御料に
属する財産についても、その一部即ち赤坂離宮
青山御所、京都皇宮、桂離宮、修學院離宮及び正倉
院寶庫を除き、宮城、南豊島御料地の各一部及び

その他の世傳御料に属する財産はすべて新憲法施行をまたず納税にこれを物納の対象とし、くに讓與せられなければならぬ。よって、この際前記の財産の全部につき世傳御料たることを解除しようとするのである。

按ずるに、皇室財産令第八條第一項の規定によれば、世傳御料に属する財産は、重大な事由を生じた場合に限りその解除をなすことができるものであるが、改正憲法により皇室財産は、國に属することとなり、また、財産税法及び^{その}附属法令

が御料に關し準用せられて一部不動産は、物納
の対象としなければならなくなつたため、世傳
御料に屬する財産全部に重大な事由を生じた
ものと認められるから前記の規定に該当する
ものとしてこれを解除せられるのは己むを得
ないものと考えられる。よつて本件は、この儘こ
れを可決せられて然るべきものと思料する。

右謹んで審査の結果を報告する。

昭和二十二年三月六日

書記官長



議
長
宛

相

替

防